

# 農業経営者のみなさまへ

## 償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

### ★ 償却資産とは…？

土地、家屋を除く有形の事業のために用いることができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費にされるものをいいます。これらの資産を、所得税、法人税の確定申告において必要経費に算入されるものは、必ず償却資産の申告が必要となります。

詳しくは、別添「償却資産(固定資産税)申告の手引」を参考にしてください。

### ★ 償却資産の申告をしていただく方は…？

毎年1月1日現在、茨木市内に事業用の償却資産を所有または賃貸している個人又は法人です。

### ★ 農業を営んでいる場合、どんなものが償却資産の対象となるの？

農業で使用している又は使用することのできるビニールハウスや農機具(注)などです。

(注) 乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植機などの農作業用自動車は、軽自動車税の課税対象となりますので、償却資産の対象外です。

但し、農耕用作業車で最高速度時速35km以上のものは、償却資産の課税対象です。

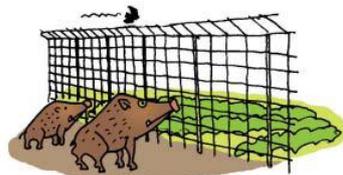
例えば、次のようなものが償却資産として申告の対象となります。



ビニールハウス



乗用装置のない耕運機



ネット



乗用装置のない田植機

### ★ 提出書類は…？

別添「償却資産(固定資産税)申告の手引」を参考にしてください。

### ★ 申告期限は…？

毎年1月31日(土曜日、日曜日の場合は翌月曜日)です。  
※申告期限が過ぎている場合は、至急提出してください。

### ★ 実地調査について

市では、全事業所を対象に申告内容が適正かどうかの調査を実施しています。申告している人だけでなく、未申告の方にも実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

### 【お問い合わせ・提出先】

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号  
茨木市 総務部 資産税課 家屋係 (本館2階11番窓口)  
TEL (072)-622-8121 内線2265~2267